(京都議定書の合意内容と日本の締結)

- 京都議定書では、対象となる温室効果ガスを二酸化炭素(CO2)、メタン(CH4)、一酸化二窒素(N20)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF6)の6種類のガスとし、これらの温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの第一約束期間において先進国全体で1990年レベルと比べて少なくとも5%削減することを目指して、各国ごとに法的拘束力のある数値化された目標が定められた。また目標達成に際しては吸収源についてもカウントできることとされ、さらに、目標達成のための費用対効果の高い対策を進めるための国際的な制度として京都メカニズム*2が採用された。
- 2001年3月、米国では発足直後のブッシュ政権が、京都議定書への不参加の方針を打ち出した。米国は、その理由の一つとして京都議定書は途上国に数値目標を課していないという致命的な欠陥があると主張したが、この主張は米国も交渉に参加しその結果として同意してきた様々な合意、例えば、「共通だが差異のある責任原則」や、途上国に追加対策を課さずに先進国のみの対策を交渉するとした「ベルリンマンデート」の合意に基づく国際的な取組を後退させるものであり、日本は、2001年4月、米国の京都議定書への復帰を求めるとともに、日本は京都議定書に参加することを内容とする国会決議を全会一致で採択した。
- 京都議定書の各国ごとに法的拘束力のある数量化された約束については、先進国一律の削減約束とすることを欧米が主張したのに対して、差異化を求めた我が国の主張が最終的に採用され、各国個別の状況を考慮した差異化された削減約束となった。さらに、我が国は、COP3後も粘り強く京都議定書の実施方法についての交渉を行った。この結果、我が国の主張をほぼ全面的に取り入れる形で交渉が妥結し、2001年にはマラケシュ合意が成立した。これを受けて日本政府は、国会の全会一致での承認を得て、2002年6月に京都議定書を締結した。
- 京都議定書については、以上述べてきた実際の交渉経緯、交渉内容などを勘案すると、 我が国にとって一方的に不利な内容を定めた不平等条約という評価は適切でない。国際 交渉においては、一国の主張が全面的に取り入れられることは稀であり、国際社会が進 むべき方向は、様々な妥協と合意の積み重ねによりその道筋が決まっていくのである。

^{*2} クリーン開発メカニズム (CDM)、共同実施(JI) 及び国際排出量取引の3つを指す。

(京都議定書の早期発効に向けた努力)

- 京都議定書は、①55カ国以上の国が締結すること、②締結した附属書 I 国*3の1990年の二酸化炭素の排出量を合計した量が、全附属書 I 国の二酸化炭素の総排出量の55%を占めることという2つの条件を満たしてから90日後に発効する。2004年7月現在、121カ国及びEUが批准しており、米国又はロシアが批准すれば発効する状況にある。
- 京都議定書は2004年8月現在では発効していないが、我が国は京都会議の議長国として、また、京都議定書の既締結国として、その早期発効を促進する立場から、非締結国に対して京都議定書の批准を働きかけてきている。

^{*3} 京都議定書に基づき、その温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある数量化された約束の達成が 義務づけられている国。(先進国及び市場経済移行国が該当する。)

3. 地球温暖化に関する日本の取組

(国内における温暖化対策の進展)

- 〇 我が国における地球温暖化対策は、1991年の「地球温暖化防止行動計画」に端を発する。この計画は、1991年の第2回世界気候会議に臨むに当たっての我が国の基本的考え 方でもあった。
- また、1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年には、地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策推進大綱」が決定された。さらに、地球温暖化防止対策の推進のための本格的な法制度として、1998年、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温暖化対策推進法」という。)が制定された。その後、国際交渉を経てマラケシュ合意が成立したことから、世界各国で京都議定書締結に向けた気運が高まった。

(京都議定書の削減約束の達成に向けた取組)

- 我が国においても、京都議定書の締結に向けて、2002年3月、大綱の改定が行われた。 また、京都議定書の国内実施を確かなものにするための京都議定書目標達成計画の策定 などを内容とする、地球温暖化対策推進法の改正が行われた。こうした国内体制の整備 を受けて、我が国は2002年6月に京都議定書を締結した。
- 我が国は、京都議定書を締結し、京都議定書の6%削減約束を遵守する意思を国際的に明らかにした。現時点では京都議定書は未発効であるものの、我が国として京都議定書の6%削減約束を達成するとの確固たる意思に基づいて、政府、地方公共団体、企業、国民が具体的な行動を起こすべきである。特に政府においては地球温暖化対策推進本部において6%削減約束を達成するための大綱を決定しており、今回の評価・見直しの作業の後においてもこの大綱に基づいて地球温暖化対策を着実に推進していくことが必要である。